





改正後	改正前
<p><u>の他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>第十四条～第十七条 〔略〕                      (規程)</p>	<p>第十四条～第十七条 〔略〕                      (規程)</p>
<p>第十八条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該家庭的保育事業所等の職員及び利用乳幼児の保護者等に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p>	<p>第十八条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該家庭的保育事業所等の職員及び利用乳幼児の保護者等に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p>
<p>一～五 〔略〕</p>	<p>一～五 〔略〕</p>
<p>六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員<u>(満三歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満三歳以上の幼児の利用定員)</u></p>	<p>六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員_____</p>
<p>七～十一 〔略〕</p>	<p>七～十一 〔略〕</p>
<p>第十九条～第二十六条 〔略〕                      (小規模保育事業の区分)</p>	<p>第十九条～第二十六条 〔略〕                      (小規模保育事業の区分)</p>
<p>第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満三歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満三歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。</p>	<p>第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。</p>
<p>第二十八条～第三十条 〔略〕                      (職員)</p>	<p>第二十八条～第三十条 〔略〕                      (職員)</p>
<p>第三十一条 〔略〕</p>	<p>第三十一条 〔略〕</p>
<p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p>	<p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p>
<p>一・二 〔略〕</p>	<p>一・二 〔略〕</p>
<p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人(法第六条の第三十項第二号<u>又は第三号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同</p>	<p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人(法第六条の第三十項第二号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同</p>

改正後	改正前
じ。)	じ。)
四 〔略〕	四 〔略〕
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「<u>看護師等</u>」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 _____ を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 <u>第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けられる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>5 <u>前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>第三十二条・第三十三条 〔略〕</p>	<p>第三十二条・第三十三条 〔略〕</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第三十四条 〔略〕</p>	<p>第三十四条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等_____を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p><u>4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第三十五条～第四十九条 〔略〕</p>	<p>第三十五条～第四十九条 〔略〕</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第五十条 〔略〕</p>	<p>第五十条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等_____を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 <u>第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第五十一条・第五十二条 〔略〕                  (職員)</p>	<p>第五十一条・第五十二条 〔略〕                  (職員)</p>
<p>第五十三条 〔略〕</p>	<p>第五十三条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 <u>第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、</u></p>	<p>(新設)</p>

